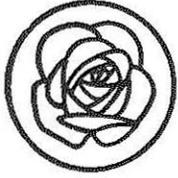


特集号

せんきよ



編集と発行

勝山市選挙管理委員会

勝山市明るい選挙推進協議会

明日の勝山 あなたの一票

市長選挙の投票日は 11月30日



棄権してだれにまかせるまちの舵

投票日にはこぞって出かけましょう。

選挙は、わたしたちの暮らしの願いを市政に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするための貴重な「意思表示」です。今回の市長選挙は、わたしたちの住む郷土勝山の将来に大きな意義をもつ、たいへん身近な選挙です。これからの市政を任せる人を選ぶにあたって、わたしたちは冷静に悔いのない一票を投じたいものです。そして、みんなの一票が正しく市政に生かされるためには、選挙は公正に行われなければなりません。公正で明るい選挙の実現をはかりましょう。棄権は、政治の権利を放棄してしまうことになり、市民の義務を怠ることになります。投票日には、こぞって投票所へお出かけください。

入場券は郵便でお届けします

投票所入場券は、投票日の四日前までに有権者のみなさんにお届けします。もし、入場券が届かないときは、市選挙管理委員会事務局へご連絡ください。入場券は、投票日まで確実に場所へ保管しておき、投票当日、入場券に記入してある氏名を間違わないようにして、投票所の受付へお出しください。万一、入場券をなくしたときは、入場券がないからといって棄権するようなことをしないで投票所の受付で、その旨申し出

選挙の

できる人
できない人

◎昭和三十五年十二月一日以前に生まれた人で、今年の八月十八日以前に勝山市に転入、住民登録をし、引き続き居住している人。
◎投票日まで市外へ転出をした人。
◎公民権を停止されている人。

選挙公報をよく読みましょう

今回の市長選挙の選挙公報は十一月二十七日ごろまでに区長、町内会長さんを通じて各家庭へお届けします。候補者を選ぶひとつのめやすとなりますので、よく読みましょう。

市内で住所を 変更された場合

十一月一日から三十日までの間に、市内で住所を変更された人は、今回の選挙の投票は元の住所地の投票所で投票してください。

投票時間は

午前七時から
午後六時まで

今回の選挙の投票時間は、午前七時から午後六時までです。ただし、次の投票所は、閉鎖時刻を一時間繰り上げ、午後五時に閉鎖されますからご注意ください。

- 第六投票所（芳野原分校）
- 第十四投票所（小原分校）
- 第十六投票所（杉山分校）

投票日に

サイレンを
鳴らします

投票日には、これまでどおり投票開始の午前七時に一分間、午後五時に一分間、二回吹鳴します。

二回めのサイレン（午後五時吹鳴）が、聞こえたら、あと一時間で投票所が閉鎖されますので投票を終わっていない人は、一時間以内に必ず投票を済ませてください。

開票は

即日開票

十一月三十日に行われる市長選挙の開票は、当日午後七時三十分から市民会館大ホールで行います。

参観人は二百五十人の予定となっております。参観希望者は、午後七時から受付を始めますので、開票所入口までおいでください。

いろいろな投票制度

投票は、投票日に、有権者が投票所に行き、自分で候補者の氏名を書いて投票するのが原則です。しかし、やむを得ない特別の事情によって投票日に自分で投票できない人などのために、次のような制度が設けられています。

代理投票

身体の不自由な人、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない人のために、代理投票が認められています。代理投票をされる人は、投票の当日、投票所の係員に申し出て下さい。二人の投票補助者が決められ、一人が候補者の氏名を代筆し、他の一人がそれに立ち会って代理投票が行われます。



点字投票

目の不自由な人は、点字によって投票することができます。遠慮なく係員に申し出て下さい。



不在者投票

投票日に仕事などの「やむを得ない事情」で投票所に行けない人は、不在者投票をすることができます。

不在者投票のできる期間は、十一月二十日の告示の日から投票日の前日十一月二十九日までです。

郵便による不在者投票ができません

自宅などで療養されている重度の身体障害者のために在宅投票制度があります。今回の選挙を控えて一定の手続きをして、郵便投票証明書の交付を受けて、貴重な一票を投じて下さい。

郵便による不在者投票のできる人

○身体障害者手帳の交付を受けている選挙人で次に該当する人

- (1) 両下肢、体幹の機能の障害（一級または二級）
- (2) 心臓、じん臓または呼吸器の機能の障害（一級または二級）

○戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で次に該当する人
(1) 両下肢、体幹の機能の障害

の間です。時間は、土曜、日曜を問わず毎日午前八時三十分から午後五時まで、市役所三階市選挙管理委員会事務局で受け付けます。（事務局への道順は、各階の要所所に標示してあります）

不在者投票のできる人

(1) 投票日の当日、自分の投票区以外の区域で、仕事に従事しなければならぬ場合（たとえば出張など）
(2) やむを得ない理由（たとえば新婚旅行など）や事故（たとえば、旅先で病氣やけがなど）のため、投票日に他の市町村に滞在している場合
(3) 病氣、負傷、妊娠、老衰、あるいは身体障害のため投票の当日歩行が著しく困難な場合

不在者投票をするときは印鑑を忘れずに
不在者投票をする人は、印鑑を持って市選挙管理委員会事務局

在宅などの重度身障の人

（特別項症から第三項症まで）
(2) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害（特別項症から第三項症まで）

郵便投票証明書の交付申請の方法について

常時受け付けていますから前記に該当する選挙人で勝山市の選挙人名簿に登録されている人は、勝山市選挙管理委員長に対し、申請書（用紙は市選挙管理委員会事務局にあります）に署名をし、身体障害者手帳等を添えて申請して下さい。

市選挙管理委員会では、申請書に基づき審査し、交付決定の場合には郵便で証明書を交付します。この証明書は、交付の日から四年間有効ですから大切に保管

こんな投票は無効です

次のような投票は、無効になりますからご注意ください。
○投票用紙以外の用紙、たとえば、入場券や普通の紙や名刺、



不在者投票で出張も安心

局へおいでください。投票日に投票所へ行けない理由を宣誓書に記入するだけで不在者投票ができます。

到着番号票などに候補者の氏名を書いて投票したもの。
○二人以上の候補者の氏名を書いたもの。
○候補者の氏名のほかに、余計なことを書いたもの。
○候補者の氏名を自書しないもの。たとえばゴム印を使用したもの。

郵便による不在者投票の方法について

前記の手續の終わった選挙人は、現在いる場所において、投票用紙に自ら候補者一人の氏名を記入し、これを投票用封筒に入れ、封をして、投票用封筒の表面に投票用紙が在中する旨を明記して、書留郵便で市選挙管理委員長に対し、投票所を閉じる時刻までに郵送して下さい。くわしいことは市選挙管理委員会事務局（☎八一一一）内線二六五番へお問い合わせください。

郵便による在宅投票の請求手続は

投票日前四日（午後五時）までに市選挙管理委員長に対して証明書を提示し、本人が署名の請求書（用紙は市選挙管理委員会事務局にあります）により、投票用紙および投票用封筒を請求して下さい。

市選挙管理委員会では、確認のうえ、直ちに投票用紙を郵便で発送します。



あなたの投票所は次のとおりです

投票所名	施設の名称	投票区の区域	投票所名	施設の名称	投票区の区域
第1投票所	市役所	元町1丁目、本町2-3-4丁目	第13投票所	木根橋道場	木根橋
第2投票所	成器西幼稚園	沢町1丁目、本町1丁目、栄町1-2-3-4-5丁目	第14投票所	小原分校	小原
第3投票所	北保育所	沢町2丁目、芳野町1・2丁目、長山町1・2丁目	第15投票所	谷教会	谷
第4投票所	成器西小学校	昭和町1-2-3丁目、旭町1丁目	第16投票所	杉山分校	杉山
第5投票所	成器南幼稚園	片瀬、旭町2・3丁目、元町2-3丁目、立川町1-2丁目	第17投票所	野向公民館	竜谷、竹林、聖丸、深谷、牛ヶ谷、北野津又、横倉
第6投票所	芳野原分校	上芳野、芳野原	第18投票所	荒土公民館	松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、新保、松ヶ崎
第7投票所	猪野瀬公民館	毛屋、猪野、高島、若猪野、猪野口、西高島、平泉寺町岡横江	第19投票所	細野分校	境、戸倉、西ヶ原、新道
第8投票所	平泉寺公民館	平泉寺、笹尾、赤尾、大渡、壁倉、神野、経塚	第20投票所	北郷公民館	西妙金島、楢曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、岩屋
第9投票所	大矢谷公民館	岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、上野、池ヶ原	第21投票所	伊知地公民館	伊知地、坂東島、上野
第10投票所	村岡幼稚園	都町1-2-3丁目、滝波、五本寺、黒原、寺尾、浄七寺、滝波町1-2-3-4-5丁目	第22投票所	鹿谷公民館	保田、西光寺、北西俣、矢戸口、西運羽口、本郷、東運羽口、杉保、志田、発坂、出村
第11投票所	栢神谷公民館	栢神谷、暮見、野向町薬師神谷	第23投票所	運羽公民館	下荒井、ほう崎、大袋、新道、北山、蓬生、中島、千代田、比島
第12投票所	北谷公民館	中尾、北六呂師、河合			

（選挙法ひとくちメモ）



政治家や候補者などがお中元や寄付など金品を贈ることはルール違反です。



政治家や候補者などに祭りの寄付など金品を求めるときも禁じられています。



政治家や候補者などから祝儀やせん別など金品を受けとってはけません。

贈らない・求めない・受けとらない
選挙の時にかぎらず、日ごろからみんなで「きれいな選挙」を心がけましょう。